

あなたの暮らしを サポートします



相 談 無 料

秘 密 厳 守

東根市自立相談支援センター

こんな悩みや困りごとを抱えていませんか？



- ✓ 収入が不安定で、生活費のやりくり困っている
- ✓ 仕事を失って将来が不安、仕事が長続きしない
- ✓ 借金や税金、公共料金などの滞納がある
- ✓ 家賃を払えず住むところが心配
- ✓ 社会との関わりに不安がある



- ✓ 病気や心身の不調、家族の問題などで悩んでいる
- ✓ 悩みが多くどこから解決していいのかわからない など

一人で悩まず、お気軽にご相談ください



専門の支援員があなたに寄り添いながら、
他の専門機関と連携して、問題解決に向けて支援していきます

- * 様々なお困りごとに対応する総合相談窓口です
- * 相談窓口にお越しただけの場合は訪問します
- * 資金の貸付相談や緊急的な食糧支援も行っています
- * 積極的な就職活動により「家賃相当額」を支給します
(支給要件についてはお問い合わせください)



東根市自立相談支援センター（東根市社会福祉協議会内）

〒999-3711 東根市中央一丁目3番5号 受付時間 平日8:30~17:15

電話 0237-41-2361



☺相談できる方は？

- ・ 最低限の生活の維持が困難になるおそれのある方（生活保護を受けていない方）
- ・ 経済的な問題で生活に困っている、仕事が見つからない、家賃を払えない、家族のことが心配、社会にでるのが怖い、将来が不安、どこに相談したらいいかわからない・・・など、**年齢制限なくどなたでもご相談ください。**

☺相談支援の流れは？

① まずは、お気軽に相談窓口へご連絡ください

② 相談員がお困りごとをお聞きします

何らかの理由でお越しいただけない場合には、**電話、自宅訪問**など、様々な方法で相談に対応します。

③ 一人ひとりにあった支援プランを作成します

プランを作成しない場合でも、ご本人の同意の上、他の専門機関と連携し必要な支援を行います。

④ プランに沿って自立に向けた支援を行います

課題を解決しながら、
自立を目指しましょう

生活が安定するまでの間、継続的に支援します。



☺住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失うおそれの高い方などには、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。



相談窓口は
こちら

東根市自立相談支援センター

〔社会福祉法人東根市社会福祉協議会〕

【日 時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

【住 所】東根市中央一丁目3番5号
（東根市ふれあいセンター内）

【電 話】0237-41-2361

